

プレミアム付商品券事業に係る特定事業者募集要項

1 事業の目的

町では、平成31年10月1日に実施される消費税及び地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的にプレミアム付商品券事業を実施します。

2 事業の概要

- (1) 商品券の名称 南三陸町プレミアム付商品券
- (2) 発行者 南三陸町
- (3) 販売（予定）総額 40,000,000円
(利用（予定）総額 50,000,000円)
- (4) 販売価格 1セット 4,000円（500円×10枚綴）
- (5) 販売（予定）数量 10,000セット
- (6) 利用方法 あらかじめ本商品券の取扱店として登録された店舗等が取扱う商品の購入・サービス提供の対価として利用
- (7) 利用期間 平成31年10月1日（火）～平成32年3月31日（火）

3 割引率

20%（（例）8,000円で10,000円分の商品券を購入）

4 商品券の有効期間

平成31年10月1日（火）～平成32年3月31日（火）
有効期間を過ぎた商品券は無効となり、利用できません。

5 商品券の利用範囲

次に示す内容については、商品券の利用はできません。

- (1) 不動産及び金融商品
 - (2) たばこ
 - (3) 商品券、プリペイドカードその他の換金性の高いもの
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - (5) 国税、地方税、使用料その他の公租公課
- 注意事項

- ①商品券の額面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行わないこと（つり銭は支払わないこと。）。
- ②商品券の盗難、紛失又は滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

6 特定事業者の参加資格

(1) 資格要件

- ①南三陸町内に店舗や事業所等を有する事業者
(町内に複数の店舗がある場合、店舗ごとに申込書の提出が必要です。)
- ②本実施要項及びを遵守する事業者

(2) 対象外事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

7 取扱店の登録

(1) 受付期間

- ①第1次募集 平成31年5月13日（月）～平成31年6月7日（金）
*この期間に申し込み、登録された特定事業者は、プレミアム付商品券の対象者に送付するチラシ（予定）に掲載します。
- ②第2次募集 継続的に募集し、随時、登録します。
*チラシに掲載されない場合があります。

(2) 受付時間

土日を除く午前9時～午後5時

(3) 申込方法

- ①南三陸商工会会員
南三陸商工会に「特定事業者登録申込書」を提出して下さい。
- ②南三陸商工会の会員以外
南三陸町企画課政策調整係又は歌津総合支所地域振興係に「特定事業者登録申込書」を郵送又は持参により提出して下さい。
- ③特定事業者の登録

登録された特定事業者に対しては、「特定事業者登録証明証」を交付しません。

(4) 登録料

登録に際しての費用負担はありません。

8 商品券の換金

商品券の換金方法等については、登録を受けた特定事業者に対して、別途お知らせします。

9 特定事業者の遵守事項

- (1) 町から登録を受けた特定事業者であることを明確にするため、町が配布する店頭表示物を分かりやすい場所に必ず掲示して下さい。
- (2) 商品券の不正使用（偽造等）が疑われる場合は、受け取りを拒否するとともに、速やかに役場企画課に連絡して下さい。
- (3) 特定取引において商品券の受け取りを拒まないで下さい。
- (4) 使用済の商品券を他の特定事業所で使用しないで下さい。
- (5) 商品券の交換、譲渡及び売買は行わないで下さい。
- (6) 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定しないで下さい。
- (7) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないで下さい。

10 特定事業者の登録の取消し等

本要項に反する行為を行った場合は、特定事業者の登録を取消し、その旨を公表するものとします。また違反行為により町が損害を受けた際は、当該損害の賠償を請求する場合があります。

11 個人情報の取扱い

- (1) 特定事業者の登録に係る個人情報等については、町が管理し、本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理のため使用します。
- (2) 本事業を委託する場合にあたっては、受託事業者は提供された個人情報を本事業及び本事業の効果測定に係る事務処理以外の用途に使用しません。

12 問合せ先

特定事業者の登録に関する問合せは、南三陸町企画課又は歌津総合支所で受け付けます。また、本事業の全般に関する問合せは、南三陸町企画課で受け付けます。

南三陸町プレミアム付商品券事業特定事業者登録申込書

年 月 日

南三陸町長 様

申込者

事業所名 _____ 代表者氏名 _____ ㊟

〒 _____
所在地 _____ Tel _____

次のとおり南三陸町プレミアム付商品券事業の特定事業者として登録を申し込みます。

なお、募集要項に記載されている内容を遵守するとともに、商品券の取り扱いに関して南三陸町から改善要請等があった場合には、それに従います。

店舗の所在地	〒 _____
(フリガナ) 店 舗 名	_____
業 種 等 (該当に○)	1. 小売業 2. 飲食業 3. サービス業 4. 運輸又は通信業、旅行業 5. 自動車関連 6. 住宅関連 7. その他 (_____)
具体的な 業種名等	_____

換金振込 預金口座	金融機関コード	_____	支店コード	_____
	金 融 機 関 名	_____		
	支 店 名	_____		
	口 座 番 号	_____	口座の種類	_____
	(フリガナ) 口 座 名 義 人	_____		

南三陸町プレミアム付商品券事業からの暴力団排除に関する確約書

私は、南三陸町プレミアム付商品券事業特定事業者登録申込みに際し、次に掲げる事項について確約します。

- 1 私は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - ① 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）
 - ② 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員であるなど暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）
 - ③ 役員等が暴力団員であることを知りながら、これを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - ④ 役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用している個人又は法人等
 - ⑤ 役員等が暴力団等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - ⑥ 役員等がその理由を問わず、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する個人又は法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委任契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- 2 この確約に関し、私が虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに特定事業者としての登録を取り消されても異議ありません。

年 月 日

南三陸町長 様

事業所名 _____

代表者氏名 _____ ㊟

所在地 _____